

## 高知県食品総合衛生管理認証マーク使用規定

### (目的)

第1条 この規定は、「高知県食品総合衛生管理認証要綱」（以下「要綱」という。）第19条に基づく「高知県食品総合衛生管理認証マーク」（以下「認証マーク」という。）の適正な使用を確保するために必要な事項を定め、高知県食品総合衛生管理認証制度の普及啓発及びブランド力を高めることを目的とする。

### (デザイン等)

第2条 認証マークのデザインは、別紙のとおりとする。

2 認証マークは、みだりに改変してはならない。

3 認証マーク K1、K2、K3 を使用する場合は、「高知県イメージキャラクターくろしおくん使用規程」第3条を順守すること。

### (著作権)

第3条 認証マークに関する著作権は、高知県が所有するものとする。

### (認証マークの交付)

第4条 知事は、認証営業者に対し、認証マークを電子ファイルにより交付することができる。

### (認証マークの使用)

第5条 認証営業者は、要綱に基づく認証を受けた施設、認証対象商品、ホームページ、パンフレット、名刺、のぼり旗及びその他知事が適當と認めた場合に認証マークを使用することができる。ただし、認証されたステージ以外の認証マークを使用することはできない。

2 認証マークの使用料は無料とする。

### (認証マークの使用期間)

第6条 認証マークを使用することができる期間は、要綱第15条に規定する施設における認証の有効期間とする。

### (認証マークの使用の停止)

第7条 要綱第14条の規定により認証の廃止を行った場合、又は要綱第18条の規定により認証を取り消された場合には、速やかに認証マークの使用を停止しなければならない。

(認証マークの変更)

第8条 認証営業者が認証ステージを変更した場合は、速やかに新たなステージの認証マークに変更しなくてはならない。

(認証マークの適正な使用)

第9条 認証営業者は、消費者等に誤解を与えるような方法で認証マークを使用したり、誤認されるような類似の認証マークを使用してはならない。

- 2 知事は、認証営業者に対し、認証マークの使用状況について報告を求め、又は調査することができる。
- 3 知事は、認証マークの使用方法が法令及び公序良俗に反する場合や県のイメージを損ねる場合、又はその他適正に使用していないと認められる場合に、認証営業者に対し改善を指示することができる。
- 4 知事は、認証営業者が前項の規定による指示に従わない場合には、認証マークの使用を中止し、商品回収等の措置を請求することができる。

(暴力団排除条項)

第10条 認証営業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認証マークを使用することはできない。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) 認証営業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事、その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等が認証営業者の事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等を認証営業者の業務に従事させ、又は認証営業者の業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等が認証営業者の経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするか問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

- (9) 認証営業者の役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を囲り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) 認証営業者の役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(経費等の負担)

第 11 条 知事は、認証マーク使用の実施に係る経費又は役務及び回収等に要した経費を負担しない。

(責任の所在)

第 12 条 知事は、認証マーク使用に起因する損失補償等について、一切責任を負わない。  
2 認証営業者は、認証マークを使用した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これによる全責任を負う。

(補則)

第 13 条 この規定に定めるもののほか、認証マークの使用について必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この規定は、平成 28 年 7 月 8 日から施行する。
- 2 この規定は、令和 11 年 3 月 31 日限りで、その効力を失う。

(別紙) デザイン等

### 区分ごとの認証マーク

	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ
くろしおくん (カラー)	 K1	 K2	 K3
エンブレム (カラー)	 EC1	 EC2	 EC3
エンブレム (モノクロ)	 EM1	 EM2	 EM3

- ・タテヨコ比率の変更は行わないこと
- ・カラーの認証マークは、色の変更を行わないこと
- ・モノクロの認証マークは単色表示とすること（色指定なし）

ロゴデザインによる認証マーク

ロゴ 1 	ロゴ 2 	ロゴ 3 高知県食品総合衛生管理認証	ロゴ 4 高知県食品総合衛生管理認証
ロゴ 5 	ロゴ 6 	ロゴ 7 	

※商品に使用する場合は、認証の区分を明記して用いること

例：「この商品は高知県の HACCP 認証（第〇ステージ）を取得しています」等

- ・タテヨコ比率の変更は行わないこと
- ・「ロゴ 5」及び「ロゴ 7」の色は黒のみの使用で、その他については単色表示とすること  
(色指定なし)